

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	棕本地区	令和5年5月26日	—

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	220ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	104ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	60ha
(備考)アンケート回答した地区内の農地所有者又は耕作者のうち後継者なしの耕作面積9ha(94,710㎡) アンケート回答した地区内の農地所有者又は耕作者のうち後継者ありの耕作面積95ha(947,030㎡)	

### 2 対象地区の課題

70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積に対して、中心経営体を引き受けられる耕作面積に余裕があることから、地区外からの入作も検討し、農地の集約化を図っていく必要がある。 一定の農地集積は図られているが、担い手の効率的な営農の実現を目指し、今後は集約化を図るために地域内で話し合いを継続していく必要がある。
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区内の農地利用は、集落営農組織(1組織)や認定農業者1経営体(法人)及び認定農業者(2名)が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
現在、当地区内に存在している任意の集落営農組織を法人化し、今後、継続的な農地集積・集約化を促進していく。
当地区内にて、土地改良事業(農地中間管理機構関連農地整備事業等)を実施することで耕作や水管理等の条件を改善し、中心経営体への農地の集積・集約化を加速させていく。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:4名

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<b>農地の貸付け等の意向</b> 地域内で耕作されている、農地について、耕作者がリタイアした際には、地権者の意向を考慮しながら、中心経営体に集積・集約化する。
<b>農地中間管理機構の活用方針</b> 地区内農地の集積・集約化を目指し、地区内農地の出し手(土地所有者)は、原則として農地中間管理機構に農地を貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の農地バンク機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
<b>基盤整備への取組方針</b> 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、棕本地区において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
<b>鳥獣被害防止対策への取組方針</b> 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
<b>災害対策への取組方針</b> 当地区内において、安定的な農業経営を継続させるため、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、地区内の耕作者と情報共有を図りながら災害に備える。